

告示

埼玉県選管告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人末広会 特別養護老人ホーム 第二春香苑	埼玉県川口市末広三丁目四番 十三号
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム 道合さくらの杜	埼玉県川口市道合千三百十八 番一
老人ホーム	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホーム	埼玉県本庄市児玉町児玉七百 三十四番地一
老人ホーム	社会福祉法人端午会 特別養護老人ホーム みなみの苑	埼玉県吉川市中曾根千五百五 十九番地二